○防衛省告示第三十七号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条及び第十九条の規定に基づき、目達原飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日

防衛大臣　中谷　元

一　昭和三十五年防衛庁告示第三百四十四号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第一項中「北緯三十三度十九分三十一秒」を「北緯三十三度十九分三十二秒」に、「東経百三十度二十四分四十九秒」を「東経百三十度二十四分五十秒」に、「佐賀県神埼郡三田川町大字立野字立野七」を「佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野七番一」に改める。

(二)　第四項第一号中「（一部転圧芝）」を削り、同項第二号中「四百五十七メートル」を「五百六十四メートル」に、「十八メートル」を「十五メートル」に、「転圧芝（一部アスファルト舗装）」を「舗装の種類　コンクリート舗装」に改め、同項第三号中「約四万九千五百平方メートル」を「約五万六千平方メートル」に改め、同項第四号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に、「飛行場燈台有り」を「飛行場灯火施設　B式」に改める。

二　昭和三十五年防衛庁告示第三百四十五号の一部を次のとおり変更する。

第一項中「佐賀県神埼郡三田川町大字立野字立野七」を「佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野七番一」に改める。

三　昭和四十二年防衛庁告示第二十八号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第一項第三号中「佐賀県神埼郡三田川町大字立野字立野七」を「佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野七番一」に改める。

(二)　第三項の表を次のように改める。

灯火	灯質	光度	配置その他
飛行場灯台	白熱電灯、航空白、航空緑閃光、六秒毎に二閃光（三秒毎に航空白、航空緑各一閃光）	実効光度航空白百十一万カンデラ、航空緑十七万六千カンデラ	飛行場北西部明弧全度
滑走路灯	ハロゲン灯、航空可変白、航空黄、不動光	航空白一万カンデラ、航空黄四千カンデラ	滑走路の両側で各灯火の間隔は約六十メートル
滑走路末端灯	ハロゲン灯、航空緑、航空赤、不動光	航空緑一万カンデラ、航空赤二千五百カンデラ	滑走路末端で滑走路中心線に直交する線上
境界灯	ハロゲン灯、航空白、不動光	航空白十カンデラ	滑走路中央部ヘリポート周辺
誘導路灯	ＬＥＤ灯、航空青、不動光	航空青二カンデラ	誘導路の両外側
誘導路灯	けい光放電灯、航空青、不動光	航空青十二カンデラ	誘導路の出入口
誘導路灯	ハロゲン灯、航空青、不動光	航空青十二カンデラ	誘導路の出入口
風向灯	白熱電灯、不動光		誘導路の出入口
指向信号灯	航空赤、航空緑又は航空白の任意の信号光を発する	航空白十八万カンデラ	滑走路西側中央部付近
			管制塔内

(三)　第五項中「九箇所十二灯」を「十四箇所十六灯」に改める。

(四)　第一図及び第二図を次のように改める。

目達原飛行場　第一図

